

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

1 目的

本要領は、営繕課（東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局建築住宅課が発注する営繕工事（以下、「工事」という。）における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

- ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休2日とは、対象期間において4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

令和7年4月24日以降に調達公告する全ての工事に適用する。

ただし、発注者が施工条件等により対応が困難と判断した工事は対象外とすることができる。

4 発注方式

全ての工事を通期の週休2日工事として発注する。

受注者が、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した場合、月単位の週休2日工事に変更する。

協議は、契約日から起算して60日経過するか、全体工期の3分の1が経過するいずれか早い日までに終わること。

5 積算方法等

週休2日促進工事における、共通費の補正、単価の補正及び設計変更時の取扱いにあつては、鳥取県公共建築工事積算基準Ⅲ3（7）及び4による。

6 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・ 受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画書」（参考様式：別紙1）を工事着手日までに監督員に提出し、監督員は月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定は、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と監督員が協議し決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日等取得計画書」を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）予定日の減少が生じる恐れがある場合には、週休2日の確保状況を確認する。
- ・ 監督職員は、上記の確認の際、現場閉所（現場休息）状況の確認が必要な場合は、受注者に対し変更となる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画書」等の提出を求めることができる。

③ 工事完成時

- ・ 受注者は、発注者に提出した計画書に基づく休日等の取得の実績（対象期間末期の見込みを含む）が確認できる「休日等取得実績書」（参考様式：別紙2）を作成し、工期末の14日前又は監督員が指示する日のいずれか早い日までに監督職員へ提出する。

④ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮すること。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施すること。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議すること。

- ・ 監督職員は、受注者が統括安全衛生責任者を選任している場合でその者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際には、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息となる場合の体制について必要な調整を行うこと。

(2) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を得て週休2日促進工事である旨のPR看板等を仮囲い等外部から見やすい位置に設置すること。

(3) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、工期のしわ寄せが関係する全ての工事において生じないよう適正な施工期間の設定に努めること。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用すること。

7 工事費の補正等

発注者は、**通期の週休2日**を達成した場合の補正係数を各単価に乗じたうえで発注を行う。

休日等取得実績書により、対象期間において**現場閉所（現場休息）率**が**通期の週休2日**に満たないと判断される場合、発注者は補正分を減額変更する。

なお、補正係数については、「鳥取県公共工事積算基準」による。

8 対象工事である旨等の明示

週休2日促進工事の対象であるか否かの明示は、次に掲げる入札方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約：現場説明書

9 その他

(1) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するため、受注者に対し次のとおりアンケート調査を実施する。

- ・ 受注者は、工事完成日から10日以内に別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。
- ・ 監督職員は、受注者から提出されたアンケートの回答を営繕課に提出するものとする。
- ・ 受注者（下請業者を含む。）は、工事期間中又は完成後に県が実施する聞き取り調査に協力すること。

(2) 実績の共有

週休2日促進工事を拡大するため、監督職員は実施した週休2日促進工事の休日等取得計画書及び実績書を営繕工事データベースに添付し、県営繕担当職員同士の実績の共有を図る。

(3) 工事成績評定

週休2日促進工事において計画書どおりに休日等の確保が出来なかった場合であっても、適正工期、社会的要請、気象条件等の状況を踏まえた上、休日の確保が行われている場合は適切に評

価する。

(4) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係企業に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に調達公告する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に調達公告する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月22日以降に開札する建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月24日以降に調達公告する建設工事から適用する。